

契 約 書

東京通信病院で使用する電気の需給に関し、日本郵政株式会社東京通信病院を甲とし、
※※を乙とし、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約の条項に基づき甲の東京通信病院で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約の要領)

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 契約電力及び使用電力量

・契約電力

常時電力 2, 200kw

自家発補給電力 350kw

・使用電力量 9, 640, 060kwh (予定)

(2) 契約金額

別紙「契約単価一覧」のとおり

ただし、乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは
甲乙協議の上、価格を改定することができる。

(3) 供給場所 東京都千代田区富士見2-16-1

(4) 契約期間 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(5) 供給仕様等 仕様書のとおり

(6) 契約保証金 免除

(権利義務譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継
させてはならない。

ただし、甲の承諾を受けた場合、乃至は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令
(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権
を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(機密を守る義務)

第4条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項及び、こ
の契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、または他の目的に利
用してはならない。

第2条第4号に規定する契約期間(以下「契約期間」という。)終了後またはこの契
約の解除後においても、同様とする。

ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きによ
り開示する場合はこの限りではない。

(計量及び検査)

第5条 乙は、甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について甲が別に指定する甲の職員による検査を受けるものとする。

2 乙が甲の電気需給に関する記録の提出を希望するときは、甲はこれに応ずるものとする。

（代金の支払い等）

第6条 乙は、第5条の規定による検査に合格したときは、月毎に第2条第1号に定める契約電力に第2条第2号に定める基本料金率を乗じて得た額に、計量期間にかかる使用電力量に第2条第2号に規定する電力量料金率を乗じて得た額を加算した金額に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を付加した金額（以下「代金という。」）を計量期間の翌月に、甲に対し、適法な請求書により請求するものとする。

また、代金の計算における金額ならびに消費税等相当額の単位は円単位とし、その端数は、それぞれ切り捨てるものとする。

2 甲は、前項に規定する請求書を受領したときは、乙が定める約款に基づき乙に代金を支払うものとする。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、その理由を乙に通知して契約を解除することができるものとする。

（1）乙の責めに帰すべき事由により契約に違反したとき。

（2）契約の締結または履行について不正な行為があったとき。

2 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約に違反するなど正当な理由があるときは、その理由を甲に通知して契約を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、前条第1項の規定により契約を解除した場合において、自己に損害が生じたときは、乙に対してその損害の賠償を求めることができるものとし、乙は、甲から請求があったときは、甲に対してその損害を賠償しなければならないものとする。

2 前条の賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 契約期間内に、この契約が解除された場合は、甲は、乙が定める約款の規定により乙に違約金ならびに精算金を支払うものとする。

（使用電力量の変動）

第9条 甲の使用電力量は、都合（気候変動等を含む）により予定使用電力量を上回り、または下回ることができる。

（契約超過金等）

第10条 甲は、その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、甲は、第2条第1号に掲げる契約電力をただちに適正なものに変更するものとし、乙が定める約款に規定のある場合は乙に契約超過金を支払うものとする。

(暴力団等の排除等)

第11条 甲及び乙は、自らの役員等（役員若しくは実質的に経営権を有する者又はこれらの代理人若しくは使用人をいう。以下同じ。）又は再委託先等（再委託先若しくは下請け又はこれらの役員等をいう。再委託先又は下請けが数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他次に掲げる者（以下、これらを総称して「暴力団等」という。）であること。

ア 日本郵政グループ各社又は乙が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 日本郵政グループ各社又は乙が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損を加えるなど、暴力団等を利用していると認められる関係を有すること

(5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自らの役員等又は委託先等が自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方の役員等又は委託先等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、相手方に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額（契約期間の終期までに継続した場合に甲が支払う金額とする。）の100分の10に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満の場合はこの限りではない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の規定に基づく排除措置命令、又は同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき

- (2) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人）の刑法(明治 40 年法律第 45 号。その後の改正を含む。)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
 - (3) 公正取引委員会が、乙に旧独占禁止法（平成 25 年法律第 100 号による改正前の独占禁止法をいう。）第 6 6 条第 4 項の規定による審決（同法第 67 条第 2 項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（同法第 77 条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
- 2 前項の規定は甲に生じた直接及び通常の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し、賠償を請求することを妨げない。
 - 3 本条の規定は、本契約期間終了後も有効に存続する。

(契約の変更)

- 第 1 3 条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要になったときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 契約期間内に契約電力を変更するときは、甲は、乙が定める約款に規定のある場合、乙に違約金ならびに精算金を支払うものとする。

(事情の変更)

- 第 1 4 条 甲及び乙は、本契約締結後、市場価格の変化、技術革新の観点から、料金単価の変更が適当と判断したとき、相手方に対し、その旨の通知をした場合は、料金単価の変更について、甲乙は協議するものとする。
- なお、乙は協議における資料提供及びその説明等必要な協力をしなければならない。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(契約期間満了後の効力)

- 第 1 5 条 この契約は、契約期間満了の 3 か月前までに甲又は乙から解約の通知をしないときは、満期の翌日から起算して 1 年間なおその効力を有するものとする。以後における満期のときも 2 0 2 1 年 3 月 3 1 日を限度としてまた同様とする。

(疑義等の決定)

- 第 1 6 条 この契約書に定めのない事項については、乙の定める約款によるものとし、その他の事項は甲乙協議の上、定めるものとする。
- ただし、契約日現在有効な関東管内の一般電気事業者が定める特定規模需要供給条件に照らし、甲にとって不利と認められる規定については、これを適用しない。

(支払代金の相殺)

- 第 1 7 条 本契約により乙が甲に支払うべき金員があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

(紛争の解決)

- 第 1 8 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度

協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第19条 本契約の準拠法は日本法とする。

2 甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。ただし、東京簡易裁判所に調停を提起することを妨げないものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2018年※月※日

甲 住所 東京都千代田区富士見二丁目14番23号
氏名 日本郵政株式会社 東京通信病院長 平田 恭信 ㊟

乙 住所
氏名 ㊟

契約単価一覧

【電力供給単価】

(税込み)

基本料金	
基本料金単価	円 / k w ・ 月
電力量料金	
ピーク時間単価	円 / k w h
夏季昼間時間単価	円 / k w h
その他季昼間時間単価	円 / k w h
夜間時間単価	円 / k w h

【自家発補給契約単価】

(税込み)

基本料金単価	円 / k w ・ 月 (未使用時倍率 0.3)	
定期検査、定期補修による場合の従量料金	夏季	円 / k w h
	その他季	円 / k w h
定期検査、定期補修以外による場合の従量料金	夏季	円 / k w h
	その他季	円 / k w h